

有機溶剤作業主任者

労働安全衛生関連法令の規定により、屋内作業場等一定の場所で有機溶剤を取扱う作業を行う事業場においては、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、一定の職務を行わなければならないことになっています。

当連合会では、三重労働局長登録教習機関として、標記技能講習を実施しています。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間
作業環境の改善方法に関する知識	4 時間
保護具に関する知識	2 時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	4 時間
関係法令	2 時間
修了試験	1 時間

申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。